

取扱動物の記録台帳

品種	
----	--

情報

所有に至った日(生まれた日を含む)	年	月	日
生年月日 1	年	月	日
繁殖者の情報 3	氏名又は名称 2		
	登録番号又は所在地		
仕入元の情報	氏名又は名称 4		
	登録番号又は所在地		

販売もしくは引渡し時の情報

販売もしくは引渡しをした日	年	月	日
販売又は引渡し相手の情報	氏名又は名称 4		
	登録番号又は所在地		
販売又は引渡しの相手が『動物の取引に関する関係法令に違反していないこと』の確認状況 5			
違反なしの確認済 (備考:)			

販売時の情報(販売業)

販売を行った者の氏名		
販売もしくは引き渡しに際しての状況	事前の現物確認	済 (日付等:)
	事前の対面説明	済 (日付等:)
	顧客の確認署名	済 (日付等:)

貸出し時の情報(貸出業)

貸出し時の状況	情報提供の実施	済 (日付等:)
	貸出し目的および期間	目的() 期間()

飼育又は保管している間に死亡した場合の情報

死亡した日	年	月	日
死亡の原因			

1: 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、『推定される生年月日及び輸入年月日等』

2: 氏名は自分の場合も含む。法人の場合は法人名。名称は店舗名称。

3: 繁殖者が明らかでない場合は、輸入動物にあっては、輸出した者の氏名又は名称及び所在地 譲渡された動物にあっては、譲渡した者の氏名又は名称及び所在地 捕獲された動物にあっては、捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所

4: 法人の場合は法人名。名称は店舗名称。

5: 第一種動物取扱業の登録証を提出させる、関係法令に違反していないことについて誓約書を提出させる等が想定されています。

注意) 犬又は猫を取り扱う動物販売業者等は、犬猫の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、動物の品種ごとに記載した帳簿を備え付け、その所有又は所有するに至った日(仕入日等)ごとに記載してください。

注意) 帳簿は、記載の日から5年間保存すること。

注意) 帳簿の保存にあたっては、取引伝票又は検案書など、当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければなりません。

注意) 帳簿は、求めに応じ見ることが可能な状態であれば、電磁的な記録でもかまいません。

注意) 個体の日常的な管理の情報は、自身で用意した様式で管理をしてください。